

北秋田市水道事業窓口業務委託  
(応募型プロポーザル方式)

実施要領

令和6年9月

北秋田市建設部上下水道課

# 北秋田市水道事業窓口業務委託応募型プロポーザル方式実施要領

## 第1章 一般事項

### (目的)

第1条 この要領は、北秋田市水道事業窓口業務委託（以下「業務委託」という。）を実施するにあたり、応募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 プロポーザルとは、業務委託に関する業務提案を公募し、業務に対する意欲、技術的能力等の審査を行い、最も優れていると認められる者を選定する方式をいう。

### (業務委託の内容)

第3条 業務委託の内容は、次のとおりとする。

- (1) 窓口業務
- (2) 検針業務
- (3) 開閉栓業務
- (4) 検満メーター情報管理業務
- (5) 調定、更正業務
- (6) 収納業務
- (7) 滞納整理、水道給水停止業務
- (8) 電子計算機処理業務
- (9) 給水装置の管理補助業務
- (10) 下水道受益者負担金等調定収納補助業務
- (11) 事務引継ぎ業務（業務委託期間の満了時又は契約解除の場合）
- (12) その他付随業務

### (参加資格要件)

第4条 参加を申込む事業者が必要とされる資格要件は次のとおりとする。

- (1) 単独事業者であること。ただし、一部の再委託は市長が承認した場合に限り認めることとする。
- (2) 類似業務で5年以上の受託実績があること。
- (3) 令和5・6年度における北秋田市の入札参加資格者（物品及び役務の提供等）であること。

- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム I SMS ( I S O 2 7 0 0 1 ) 又はプライバシーマーク ( J I S Q 1 5 0 0 1 ) など、第三者機関の審査による認証を本業務の公告日において取得していること。
- (5) 地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法 ( 平成 14 年法律第 154 号 ) の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法 ( 平成 11 年法律第 225 号 ) に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をしていない者であること。
- (7) 税に滞納がないこと。
- (8) この公告日において、北秋田市から指名停止の措置を受けていない者。
- (9) 暴力団 ( 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ( 平成 3 年法律第 77 号 ) 第 2 条第 2 号の規定する暴力団をいう。以下同じ。 ) 又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- (10) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

(参加申込事業者の公募)

第 5 条 参加申込事業者の公募は、北秋田市ホームページ掲載により行う。

(プロポーザルへの参加申込)

第 6 条 プロポーザルへの参加申込方法は、応募型プロポーザル方式参加申込書 ( 以下「参加申込書」という。 ) ( 様式第 1 号 ) に次の書類を添付し、持参又は郵送での提出とする。

(1) 登記簿謄本登記事項証明書

(2) 納税証明書

北秋田市内に本社及び支店、営業所を有する事業者

北秋田市税：滞納がない証明

秋田県税：秋田県税に係る徴収について未納がない証明書

国 税：「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書 ( その 3 の 3 )

北秋田市内に本社及び支店、営業所を有しない事業者

国 税：「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書 ( その 3 の 3 )

(3) 水道料金等徴収業務の実績調書

受託実績の中には第 4 条 ( 参加資格要件 ) ( 2 ) を満たす実績が含まれていること。

- (4) 情報セキュリティに関する第三者認証の認証登録証の写し、又はそれに類する書類
  - (5) 会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業所拠点など）がわかるもの（会社案内等のパンフレットでも可）
  - (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ※（3）（5）は任意様式とする。

（業務提案書の提出）

第7条 業務提案書の提出方法は、別紙「実施説明書 13. 業務提案書の記載内容」で示す項目について作成し、業務提案書（様式第3号）（以下「所定の表紙」という。）を付けて提出期間内に提出する。

- (1) 業務提案書は、日本工業規格A4版サイズとし、A3版サイズを使用する場合は、折り綴りとする。
- (2) 業務提案書には所定の表紙の他、目次ページを付加し、各ページにページ番号を付ける。
- (3) 所定の表紙の裏面には目次や提案内容などは記載しない。
- (4) 提出は、持参又は郵送とし、電子記録媒体及び電子メールでの提出は認めない。
- (5) 提出部数は、正本1部、副本5部とする。
- (6) 業務提案書には提案見積額などの金額は記載しない。
- (7) 提出された業務提案書は返却しない。
- (8) 提出場所は、北秋田市建設部上下水道課とする。

（質問書の受付と回答）

第8条 質問書の受付方法及び回答方法は次のとおりとする。

- (1) 業務提案書の作成に係る質問書の提出方法は、電子メールでの受付とする。  
質問者は質問書受付期限内に質問書（様式第4号）を電子メールで送信した後、下記担当者まで電話で連絡し必ず受信の確認をとること。  
電子メールアドレス：keiei@city.kitaakita.akita.jp  
担 当：上下水道課 日下部（ひかべ）まで  
電 話 番 号：0186-72-5239
- (2) 参加事業者から質問があった場合は、質問の内容及び回答をすべての参加事業者に対し、業者名を伏せて回答期限内までに電子メールで回答する。

（プロポーザルの辞退）

第9条 参加事業者はいつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。辞退方法は参加辞退届（様式第5号）を持参又は郵送する。

## 第2章 審査方法等

(選考委員会の設置)

第10条 業務委託をするにあたり、参加申込事業者を公平かつ公正に評価するため、北  
秋田市水道事業窓口業務受託事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置  
する。

(選考委員会)

第11条 選考委員会の委員は、別に定める。

- 2 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 選考委員会の委員の任期は、委託業務契約を締結した日までとする。
- 6 選考委員会の庶務は上下水道課が行う。

(参加資格要件の審査)

第12条 上下水道課は、提出された参加申込書等により参加資格の適否を決定するとと  
もに、選考委員会に報告し、選考委員会はその報告を受け審査する。

- 2 市長は、前項の審査結果を応募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第6号）  
により通知する。この場合において、参加資格を有すると認められなかった者について  
は、その理由を付するものとする。

(業務提案書等の評価)

第13条 業務提案書による評価は、業務提案書の的確性、業務実施体制の妥当性、業務  
提案書に示された実施業務手順の妥当性、効率性、収納率向上対策及び地域貢献の度合  
い、提案内容の根拠等を基準とする。

(プレゼンテーションの実施)

第14条 選考委員会は、上下水道課による第1次評価において参加資格を有すると認め  
られた者によるプレゼンテーションで第2次評価を実施する。プレゼンテーションにつ  
いては、次のとおりとする。

- (1) 業務提案書に基づく提案業務の妥当性を評価する。
- (2) 参加要請は、プレゼンテーション参加要請書（様式第7号）により参加事業者に  
通知する。

- (3) 参加できる人数は1参加事業者あたり3人までとし、(2)の通知を受けた後、参加事業者は出席予定者の氏名を担当までFAX又は電子メールで報告する。報告様式は任意様式とする。
- (4) 所要時間は1参加事業者あたり50分とし、時間配分は、プレゼンテーションが40分、質疑応答を10分とする。
- (5) 参加要請をしない事業者にはプレゼンテーション非選定通知書(様式第8号)により通知する。なお、審査の内容、非選定理由等の説明要求はできない。
- (6) 提出された業務提案書に基づいて行い、新たな提案や資料の提供はできない。

#### (受託候補者の選考)

第15条 選考委員会は受託候補者を選考する。受託候補者の選考方法は、業務提案書、プレゼンテーションの内容等及び提案見積額について総合的に判断して選定する。

ただし、業務提案書の内容等によって委託業務の目的を達成することができないと判断された場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

#### (受託候補者の結果通知)

第16条 市長は、前条の報告を受け、受託候補者を決定し通知する。通知方法は、次のとおりとする。

- (1) 市長による受託候補者決定後、各参加事業者に対しプロポーザルの結果を書面で通知する。
- (2) 受託候補者への通知は受託候補者決定通知書(様式第9号)により通知し、選定されなかった参加申込事業者には非選定結果通知書(様式第10号)により通知する。
- (3) 受託候補者に選定されなかった参加事業者は、非選定の理由説明を要求することができる。ただし、他の参加事業者に係る説明要求はできない。
- (4) 非選定の理由説明要求書の提出方法は、FAXとし、任意様式とする。
- (5) 市長は非選定の理由説明の要求を受けた場合は、その非選定事業者の評価点及び順位に限り書面で交付する。
- (6) 非選定の理由説明書の交付方法は、FAXとする。

### 第3章 契約その他

#### (委託業務契約)

第17条 市長は、受託候補者に決定した者と契約条件について協議のうえ、北秋田市財務規則(平成17年規則第38号)及び関係法令に基づき、受託候補者と随意契約を締結

する。

- 2 委託業務契約の条件等については、業務提案書の内容を基本として、北秋田市と受託候補者との協議により定め、仕様書等を補正するものとする。
- 3 市長は、協議の結果、円滑に委託業務を履行できないと認められた場合には、契約を締結しない。
- 4 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、市長が必要と認められる場合には、経費の負担に関し受託事業者と協議するものとする。

(参加資格等の取り消し)

第18条 市長は、参加事業者が次の各項に該当した場合、参加資格又は受託候補者と決定した事業者に対し、プロポーザルへの参加資格の決定又は受託候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められる場合
- (2) 業務提案書の内容に瑕疵や偽装があった場合
- (3) 委託業務契約前に北秋田市から指名停止となった場合
- (4) 定められた期日までに、関係書類等を提出しなかった場合
- (5) 提出された業務提案書に金額の記載があった場合
- (6) プロポーザル関係者と不正な接触等を行った場合

(次順位者との交渉)

第19条 市長は受託候補者が業務委託契約を履行することができない事由が生じた場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位だった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年9月2日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 この要領は、受託候補者が当該業務委託契約を締結した日をもって廃止する。